

地域安全ニュース

池田地区防犯協会
池田警察署 572-0110

みんなでつくろう
安心の街

犯罪発生状況

【豊頃町】～窃盗

●平成29年12月28日から平成30年3月19日午後までの間に豊頃町大津元町の住宅の物置から鮭の塩漬け6本が盗まれた。

子どもを犯罪から守るために

新一年生の皆さんも楽しい学校生活に慣れてきたころと思います。入学式に合わせた取り組みで、池田地区防犯協会から池田、豊頃、浦幌の7小学校新入学児童に不審者対策の合言葉「いかのおすし」を印刷した鉛筆・定規セットを贈呈いたしました。ご両親や地域の大人の方も子どもたちが、安全・安心な街で、学校生活や社会生活を送れるように不審者対策に取り組みましょう!!

防犯標語 「いかのおすし」

- 繰り返し教えましょう
- 【いか】知らない人についていかない
- 【の】車にのらない
- 【お】おおごえでさけぶ
- 【す】すぐ逃げる
- 【し】大人にしらせる

★不審者対策は「いかのおすし」です。お菓子あげるからついておいで、車で送ってあげる、などと誘いかけてくる不審者がいつ出没するかわかりません。お子さんが危ない目に遭わないためにも安心安全の標語をしっかりと守らせてください。

女性が犯罪被害に遭わないために

～自主防犯対策に努めましょう～

こんなときには要注意!

- 窓から覗き見
対策…カーテンの隙間・曇りガラスの遮影
- 階段の後ろに注意（盗撮防止）
対策…バッグ等で後ろを防御
- 防犯ブザーの携帯
対策…見えるところに持つ
- 暗い夜道
対策…明るい道を歩く

お知らせ

池田警察署生活安全課署員が、特殊詐欺防止を旨指して紙芝居でわかりやすく講話を行っています。参加された方から大好評の声が寄せられています。地域団体、公区・町内防犯会、婦人会の皆さん、お気軽に講演依頼の声をお寄せください。
問合せ ☎ 015-572-0110（内線262）

駐在だより
はるにれ
～みんなで築こう 安全で安心な大地～

http://www.ikedasyo.police.pref.hokkaido.jp

池田警察署 572-0110
茂岩駐在所 574-2013
豊頃駐在所 574-2151
大津駐在所 575-2002

作成：平野正典

自転車の安全利用の促進

手軽でも重いよ自転車その責任

自転車はとても便利で環境に優しい乗り物ですが、ルールやマナーを無視した乗り方は重大な交通事故につながることもあります。

正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう。

北海道自転車条例施行

平成30年4月1日、北海道自転車条例が施行されました。

自転車利用者の責務（第5条）

- 関係法令の遵守、歩行者・自転車等に十分配慮した利用、必要な点検整備に努める
- 乗車用ヘルメットの着用、夜間の自転車側面への反射器材の装着に努める
- 自転車を利用する際に自然環境の保全への配慮に努める
- 冬期における道路状況を考慮した適性な器材の装着等に努める

安全確認と予防対策で 農機の事故を防ごう！

道内では毎年、トラクターや運搬車などの運転操作等ミスにより、横転事故等が発生しています。農機の操作中に起きる事故の多くはちょっとした不注意が原因で事故が起こっています。

日頃から安全面に注意して、事故防止に努めましょう。

春の地域安全運動

期間 5月11日～5月20日

犯罪被害を防止するために以下の点に協力をお願いします。

- ・子どもに『防犯ブザー』等を持たせましょう。
- ・女性が犯罪に遭わないため、夜間は人通りの少ない道を避けましょう。
- ・特殊詐欺被害に遭わないため、お金の要求や儲け話に注意し、不審に感じたら「#9110」に相談しましょう。

新しい駐在所員の紹介

このたび人事異動により、平成30年4月1日に赴任しました。よろしくお願いします。

茂岩駐在所…平野正典
大津駐在所…佐藤慎祐

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成30年4月分から平成31年3月分までの国民年金保険料は、月額16,340円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットによる納付もでき、便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくようご案内を行っております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、役場住民課までご相談ください。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万が一、障害や死亡といった不慮の事故が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。

平成30年度分（平成30年7月分から平成31年6月分まで）の免除等の受付は平成30年7月1日から開始されます。

また、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、役場住民課までご相談ください。

ご注意ください！

全国各地で、「日本年金機構」や「社会保険庁」もしくは「厚生労働省」などの職員と称して、現金を詐取したり、銀行口座番号や家族構成、預貯金額を聞くなど、不審な電話や訪問があった等という問い合わせが寄せられています。

また、年金関係の書類を配達できないなどと言って、運送会社を名乗り、職業や会社名などの情報を入手しようとする電話があったというケースもあります。



まず、ここに注意！

日本年金機構職員及び委託事業者が訪問する際は、必ず写真身分証明書を提示し、お客様に提示いたします。なお、委託事業者の訪問員が現金をお預かりすることはありません。「怪しい」と感じたら、すぐに警察に連絡しましょう。



何か変だと感じたら
警察へ連絡を！

問合せ先

帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目） ☎ 0155（25）8113
役場住民課戸籍年金係 ☎（574）2213